七　令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次に掲げる事項
イ　埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ハ　最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
ニ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項
(1)　当該検査の各月ごとの実施回数
(2)　当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
ホ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
(1)　当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所
(2)　当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日
(3)　当該水質検査の結果の得られた年月日
(4)　当該水質検査の結果
ヘ　最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項
(1)　当該措置を講じた年月日
(2)　当該措置の内容
八　令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次に掲げる事項
イ　埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ハ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ニ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
(1)　当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
(2)　当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
(3)　当該水質検査の結果の得られた年月日
(4)　当該水質検査の結果
ホ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項
(1)　当該措置を講じた年月日
(2)　当該措置の内容
ヘ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ト　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
チ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行った年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
リ　最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第十二条の七の三　法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及びニ(1)並びに第八号イに掲げる事項　翌月の末日

二　前条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ロからニまで、第五号ロ、ハ及びホ、第六号ロ及びニ、第七号ハ及びホ並びに第八号ニ及びリに掲げる事項　当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三　前条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ホ及びへ、第五号ニ、第六号ホ(1)及びへ(1)、第七号ロ(1)並びに第八号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四　前条第六号ハ、ホ(2)及びへ(2)、第七号ロ(2)及びへ並びに第八号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

五　前条第七号ニ(2)に掲げる事項　当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

第十二条の八中「第十五条の二の五第一項ただし書」を「第十五条の二の六第一項ただし書」に改め、同条第一号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「変更される」を「増大する」に改める。

第十二条の九第一項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第十二条の十中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同条第六号ロ中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削る。

第十二条の十の二から第十二条の十一の三（見出しを含む。）までの規定中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

第十二条の十一の五第一項中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第二項第二号イ中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同号ニ中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項第三号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第三項中「前項第二号イ」を「第十二条の十一の十三第二項第二号イ」に、「「第十二条の十一の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」を「「第六項の」に、「第二項」を「第十二条の十一の十三第二項の」に改め、同条を第十二条の十一の十三とする。